

枚方市監査委員告示第 6 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 8 年（2026 年）3 月 31 日

枚方市監査委員	上 森 太一郎
同	分 林 義 一
同	奥 野 美 佳
同	長 友 克 由

本監査は、枚方市監査基準に準拠して行った。

## 1. 監査の対象

### (1) 対象部課

総合教育部	教育政策課
	新しい学校推進課
	おいしい給食課
	中央図書館

### (2) 対象事務

令和7年度（2025年度）における財務に関する事務の執行及び事務の管理状況

## 2. 監査の期間

令和7年（2025年）12月1日（月）から令和8年（2026年）3月30日（月）まで

## 3. 監査の結果

関係者から事情聴取し、また、提出された資料及び関係書類を監査した結果、事務処理状況等はおおむね適正に処理されているものと認められたが、一部に改善、検討を要する事項が見受けられた。

以下、留意点、意見を述べる。

### 【指摘・改善事項】

#### [おいしい給食課]

##### ○学校給食に係る委託事務について

おいしい給食課では、共同調理場1か所及び単独調理場8か所において、小学校及び中学校の給食調理・提供業務を委託している。

委託業務においては、仕様書に基づき、事業者に対して業務責任者等届や検便検査結果報告書等の書類の提出を求めているが、一部の事業者からこれらの書類が提出されていない事例が見受けられた。前回監査においても同様の事案があり、担当課に対し指摘を行っているが、今回の監査でも前回と同じ事業者が未提出となっており、指摘事項の主旨が生かされていないことについては、断じて容認できるものではない。

学校給食の安全を確保する上で、定められた書類の提出は欠かすことのできない事項であり、書類が未提出であった事業者に対し、強く指導を行うとともに、全ての委託内容の履行確認を徹底するなど、委託業務の適切な管理を行うよう強く要望する。

また、前回監査で指摘した備品管理の適正化については、整理が完了した旨の措置報告があったにもかかわらず、一部の備品について整理ができていないということが今回

の監査で明らかになった。これは、指摘事項に対する措置報告が虚偽であったということになり、地方自治法に定められた措置を講じた通知の重みを軽んじる行為は許されるものではなく、市執行部に対し、猛省を求めるとともに、今後同様のことが起こることがないように全部署に対し周知徹底を求めるものである。なお、教育委員会においては、早急に備品管理を行うとともに、適正な事務執行を行うよう改めて指摘する。

## 【意見・要望事項】

### 〔教育政策課〕

○学校施設管理人（学校施設臨時管理人）及び学校校務員（臨時学校校務員）の服務について

教育政策課では、市立小中学校等に配置する学校施設管理人（学校施設臨時管理人）及び学校校務員（臨時学校校務員）の任用、報酬支払の業務を行っているが、報酬等に係る支払誤りが複数件見受けられた。今後、チェック体制の強化を図るなど、支払誤りが発生することがないように要望する。

また、学校施設管理人（学校施設臨時管理人）の休憩時間において労働基準法に基づく付与が行われていなかった。今後、速やかに法に基づいた措置を行うよう強く要望する。

### 〔新しい学校推進課〕

○子どもの通学等における安全対策について

新しい学校推進課では、子どもの通学等における安全対策に係る事務の一つとして通学路安全対策事業を実施している。同事業では、通学路において、交通量が多く、信号機のない危険な道路横断箇所には交通専従員及び交通指導員の配置を行っている。交通専従員及び交通指導員の報償金は、各小学校長から提出される出勤簿の写しと出勤日数報告書を基に、勤務したことを確認して支払われているが、出勤簿の誤記により、本来の従事者ではない者に報償金が支払われる事例が発生し、同課で支給誤りを正すのではなく、従事をしていない者と従事をした者での報償金の受け渡しを行うことを承認していた。

今後、支払誤りが発生した際の対応については、担当者の判断だけでなく、必ず課内で報告及び確認を行った上で、適切な支給処理を行うよう要望する。

また、同課では、子どもの安心・安全な学校教育環境及び地域に開かれた学校としての管理運営体制の確保のため、学校安全監視事業を実施している。

同事業では、小学校の校門内に学校安全監視ボランティア又は学校安全監視員を配置している。これまで学校安全監視ボランティアは、地域住民や保護者が担い手となり子どもの安全を確保してきたが、近年、学校安全監視ボランティアの担い手が不足し、配置できない校区も発生してきている。

今後は、担い手不足の課題も含め、子どもたちの学校安全監視のあり方について、地域住民や保護者の要望にも耳を傾けながら、より良い子どもたちの学校安全監視事業に取り組むよう要望する。

#### ○施設開放事業及び庶務事務について

新しい学校推進課では、運動場や体育館などの学校園施設を開放する学校園施設開放事業を所管している。学校園施設を使用するには、学校園施設使用申請書を、枚方市教育委員会所管に係る財産及び公の施設使用規則（以下「規則」という。）に定められた期間内に提出する必要があるが、日付の未記入により提出日が不明な申請書や、規則で定められた期間よりも早く申請を受理する事例が見受けられた。このことは、前回監査においても意見要望を行った事項であり、依然として改善が図られていないことは看過できない。

今後、地方自治法で定められた監査意見に対しては、その重さを十分に受け止め、規則に基づく申請書の受理を行い、適正な事務を執行するよう強く要望する。

また、施設開放事業では、これまでから受付事務に係る教職員の負担軽減や施設使用団体の固定化が課題となっており、施設の使用に関しても、営利活動や政治活動、宗教活動などは使用対象外となっているが、一部の使用団体においては、相当額の会費を徴収しているにもかかわらず使用許可されている事例があり、規則で使用団体が施設を使用した場合、施設使用に係る経費を支払うと定めているにもかかわらず、経費負担の範囲が明確に定められていないため、現在まで使用負担分は徴収されていない状況であった。

今後は、これまでの課題や使用対象外となる基準、規則で定める経費負担の範囲の明確化など、適正な施設開放事業となるよう要望する。

なお、電気料金の支払遅延により、延滞利息が発生するという事案が判明した。

他の部課でも同様の案件が複数件起こっており、今後、このような事例が発生することのないよう、発生原因を検証し、課内のチェック体制など事務処理の適正化を図るよう要望する。

#### [中央図書館]

##### ○中央図書館が所管する事務について

中央図書館では、市民の利用に供するため、図書等の購入を行っている。人口が減少する中、図書館の利用促進に向けた様々な取組により、全国の中核市で4年連続総貸出冊数が1位となるなどの実績を上げている。引き続きサービスの質の向上、市民の利便性向上を図る取組を推進するよう要望する。

その一方で、図書購入において、長期間に渡り定価の確認不足及び認識誤りによる過払や物品購入に係る事務では、主管課で発注できるよう分割発注を行うなど、不適正な事務手続が見受けられた。

今後は、庶務的な業務においては、マニュアルの活用や事務手順の引継ぎを徹底し、

適正な事務処理を行うよう要望する。